

●平成23年度 監査テーマ 市税の賦課及び徴収並びに一般会計における収入未済額の管理に係る財務事務について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

【2】固定資産税の賦課について

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(H25.4末現在)
3	机上調査のサンプル抽出基準を明文化し実施すべき 〔報告書32ページ〕	<p>資産税課では例年、税務署からサンプルで減価償却資産明細書を入手し、償却資産申告書兼課税台帳と照合する机上調査を実施する旨、マニュアルで定めている。照合により市への申告漏れと思われる資産を発見した場合はそれらを一覧にし、納税者に対して確認のうえ修正申告を求める内容の文書を送付する。しかし、サンプル抽出基準はマニュアルには定められていない。国税での所得計算上、固定資産から生じる減価償却費は損金に充てることができるため、納税者は国税へは固定資産を漏れなく申告している可能性が高く、国税資料と市への申告とを照合することは資産の申告漏れを効率良く捕捉することができる有効な方法である。したがって、サンプル抽出基準を設定し、マニュアルなどに明記したうえ実施すべきである。</p> <p>また、サンプルによる調査としているのは、税務署へ赴き減価償却資産明細書をコピーする作業が必要であり、全件は困難であるためとのことである。したがって、今後は、税務署に対して、減価償却資産明細書のデータ化による一括提供などを要望していくことが望ましい。</p>	財務部	<p>平成23年度包括外部監査において、「サンプル抽出基準を設定し、マニュアルなどに明記した上で実施すべき」とのご指摘を受けたことにより、平成24年4月には、机上調査のサンプル抽出基準について、取得価格の差異の大きさを1000万円から500万円に縮小するなどの改善を加えつつ明記した「実地調査マニュアル」を新たに作成し、平成24年度の調査事務に活用した。具体的には、年度の序盤に、臨時職員を活用して職業別電話帳をもとに業種別の調査リストを作成し、このリストをもとにして机上実地調査を実施した。中盤以降は、8月から採用の任期付職員を活用し、正規職員とのペアで訪問による実地調査を行った。また、もう一点のご指摘である「税務署への減価償却資産明細書のデータ化による一括提供の要望」については、平成24年7月25日付で、枚方税務署 法人課税第1部門 統括国税調査官あてに「減価償却資産明細書のデータ化による一括提供をはじめ、減価償却資産に関するデータ資料による閲覧等」についての依頼を行ったが、同日付で、同統括国税調査官より「全署において減価償却資産明細書及び減価償却資産に関してデータ化はされていませんので、データ提供又はデータ資料の閲覧はできません」との回答を受理した。</p>